

諮問第3号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年5月14日提出

富士見市長 星野信吾

諮問理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文の改正を行う必要があるため諮問するものです。

富士見市国民健康保険税条例新旧対照表（案）

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,600円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 9,600円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,800円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,600円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,760円</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項</u>に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,600円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 9,600円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,800円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,600円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,760円</p>

円

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円 に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 4,400 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,400 円

(イ) 特定世帯 3,200 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 2,400 円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,840 円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 19 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 20 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 19 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

円

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314 条の 2 第 2 項 に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 4,400 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,400 円

(イ) 特定世帯 3,200 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 2,400 円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,840 円

所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

(国民健康保険税の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免する。

- (1) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者
- (2) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

(国民健康保険税の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免する。

- (1) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者
- (2) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)の属する月以後2年を経過する月まで

ア 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)において、65歳以上である者

イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者の被扶養者(当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者の被扶養者に限る。)であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 納期の別及び税額

の間の者に限る。)の属する世帯の納税義務者

ア 資格取得日において、65歳以上である者

イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者の被扶養者(当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者の被扶養者に限る。)であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 納期の別及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者の被扶養者(当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者の被扶養者に限る。)であった者

(ア) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる者

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第 6 項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者の被扶養者(当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者の被扶養者に限る。)であった者

(ア) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる者

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第 6 項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控

に係るものに限る。次項から附則第 6 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 7 項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 19 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実

除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第 6 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 7 項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 19 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3

施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。